

案件番号：121020011

令和2年度

川崎港臨港道路建設資材価格等調査

特記仕様書

令和2年2月

国土交通省関東地方整備局
京浜港湾事務所

1. 調査概要

本調査は、京浜港湾事務所が実施する川崎港臨港道路東扇島水江町線の工事等の積算に必要な資材等について、実勢価格等の調査を実施するものである。

なお、本業務は入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等、評価テーマに対する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

2. 履行期間

契約締結日から令和3年3月22日までとする。

3. 調査内容

業務名称及び業務内容	分類	単位	数量	摘要
計画準備 計画準備		式	1	
協議・報告 協議・報告		回	2	
資材等調査 特別調査 難易度 1	難易度 1 (規格1~10以下)	品目	55	詳細は別紙のとおり
集計・分析 難易度 1	難易度 1 (規格1~10以下)	品目	55	詳細は別紙のとおり
審 査		品目	55	
施工単価調査	難易度 1	歩掛	7	詳細は別紙のとおり
施工歩掛調査	難易度 1	歩掛	40	詳細は別紙のとおり
成 果 物 業務完成図書作成		式	1	

4. 業務仕様

4-1 総則

本特記仕様書に定めのない提出様式等については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局 平成31年度3月）の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と別途協議し実施するものとする。

4-2 計画準備

本調査を行うにあたって事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画立案し、業務計画書を作成する。

4-3 協議・報告

本調査の実施にあたり、業務全体の計画等について協議又は報告等を行うものとし、事前協議、最終報告の計2回を行うものとする。

4-4 調査内容

本調査は以下の項目について実施するものとする。

4-4-1 資材等調査

(1) 共通事項

- 1) 調査価格については現場持ち込み・荷下ろし価格を原則とし、消費税を含まないものとする。
- 2) 調査先の選定に当たっては、大口需要に対処できる生産設備又は処理能力を有し、調査対象地区に円滑な供給または処理が可能である等を考慮し選定するものとする。
- 3) 調査職員が別途調査開始日を指定する場合における調査期間は、原則1ヶ月以内とする。なお、これにより難しい場合は調査職員と協議することとする。
- 4) 調査品目及び調査時期については、調査職員の指示によるものとする。

(2) 特別調査（聞き取り調査）

- 1) 資材等に関する各種データや、聞き取り調査により実勢価格を調査するものとする。
 - ①難易度1：資材等に関する各種データを参考とするが、再度メーカー等への確認が必要な調査。

(3) 集計・分析

特別調査で得られた結果を集計し、類似資材の同地区での価格変動の確認、他地域との価格についての比較、資材等に関する各種（既存・類似）データとの比較、卸ルート上での物価比較等の分析を行うものとする。

(4) 審査

特別調査の調査価格の最終決定にあたり、調査価格報告前に価格調査の妥当性や価格決定プロセスについて審査を行う。

4-4-2 施工単価調査

- (1) 施工に要する資材費用、労務費用、機材運転費用等を一括して設定する特定工種に係る施工単価のデータを収集し、類似施工単価との比較・分析を行うものとする。

最終決定にあたり、施工単価の報告前に価格調査の妥当性や価格決定のプロセスについて審査を行う。

- ①難易度1：各種基準書や物価資料等を参考とするが、専門工事業者等への確認が必要な調査。

4-4-3 施工歩掛調査

- (1) 施工に要する作業員、機材、資材等の種類及び数量などについて設定する特定工種に係る施工歩掛のデータを収集し、各種基準書との比較・分析を行うものとする。

最終決定にあたり、施工歩掛の報告前に価格調査の妥当性や価格決定のプロセスについて審査を行う。

- ①難易度1：各種基準書を参考とするが、専門工事業者等への確認が必要な調査。

5. 成果物

5-1 成果物

- (1) 業務完成図書の取りまとめ方法及び添付する資料等については、調査職員と別途協議しなければならない。

5-2 業務完成図書

本業務における業務完成図書は、電子納品によるものとする。

- (1) 電子納品とは、特記仕様書、図面、業務計画書、報告書、納品図面、管理写真、測定データ等全ての最終成果（以下「業務完成図書」という。）を「土木設計業務等の電子納品要領（案）」（以下「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで作成し、納品するものである。なお、電子化の対象書類及び書面における署名又は押印の取り扱いについては、調査職員と別途協議のうえ、決定する。また、電子納品の運用にあたっては、「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子等納品運用ガイドライン【資料編】」及び「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子等納品運用ガイドライン（案）【業務編】」を参考にする。

- (2) 「業務完成図書」は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R又はDVD-R）で2部提出しなければならない。なお、「要領」に記載がない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員と別途協議のうえ、決定する。

(3) 「紙」による報告書の提出は、原稿1式とする。

(4) 業務完成図書は下記のとおりにする。

国土交通省 関東地方整備局 京浜港湾事務所
〒220-0012 横浜市西区みなとみらい6丁目3番7号

6. 検査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

7. その他

(1) 本調査で得られた結果は、当局の許可無く公表又は他に流用してはならない。

(2) 発注者は、引き渡し前であっても成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができるものとする。

(3) 本業務で価格調査を行った資材価格に変動が発見された場合は、調査職員へ報告するものとする。

(4) 調査内容の数量に変更が生じた場合、調査職員と受注者が別途協議し、業務実施上必要があると認めた場合は、履行期間末日までに契約変更を行うものとする。

(5) 本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と別途協議するものとする。

(6) 技術提案

1) 技術提案履行計画書

受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。なお、反映する技術提案については、技術提案履行計画書を作成するものとする。

2) 技術提案履行計画書の変更

発注者の事情による条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案が履行できない場合は、発注者と協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術提案履行計画書の変更を行い、調査職員に提出するものとする。

3) 技術提案書不履行の場合の措置

受注者の責により技術提案書の内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

4) その他

技術提案書に基づく業務料の変更は、行わないものとする。

(7) 配置技術者の確認について

- 1) 受注者は、業務計画書(港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書1-11業務計画書)の業務組織計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。
 - 2) 業務実績情報システム(テクリス)に登録できる技術者については、以下の確認などにより、業務に携わっていることを調査職員が確認できるものとし、業務完了までに、受発注者双方で確認の上、確定するものとする。
 - ① 業務打合せ(電話等打合せを含む)等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
 - ② 現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で確認できる者
 - 3) 業務実績情報システム(テクリス)に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の署名を付すものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
 - 4) 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム(テクリス)へ登録された場合についても同様とする。
- (8) 打合わせ等に係る旅費については、受注者最寄り駅を横浜駅と想定しているため計上していない。なお、契約後、調査職員と協議のうえ、受注者の最も近い本・支店の最寄り駅からの旅費に契約変更するものとする。

以 上

資材等調査:特別調査(聞き取り調査)

品目	規格数・形状寸法	単位	数量
難易度(1)品目数	1~10まで	品目	55

施工単価調査

品目	単位	数量
難易度(1)品目数	歩掛	7

施工歩掛調査

品目	単位	数量
難易度(1)品目数	歩掛	40